

3 . 認定こども園

認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

教育及び保育を一体的に提供

(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)

地域における子育て支援の実施

(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
532	241	180	86	25

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	32	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	2	広島県	14
岩手県	11	山梨県	2	山口県	3
宮城県	2	長野県	8	徳島県	2
秋田県	20	岐阜県	3	香川県	1
山形県	7	静岡県	5	愛媛県	10
福島県	12	愛知県	9	高知県	10
茨城県	22	三重県	1	福岡県	14
栃木県	8	滋賀県	14	佐賀県	20
群馬県	21	京都府	0	長崎県	37
埼玉県	13	大阪府	13	熊本県	2
千葉県	15	兵庫県	31	大分県	7
東京都	51	奈良県	4	宮崎県	17
神奈川県	25	和歌山県	6	鹿児島県	24
新潟県	10	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	5	島根県	2	合計	532

認定こども園の認定件数（H22.4.1現在）

都道府県	幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
北海道	5 (4)	7 (4)	1	5 (4)	7 (4)	3 (3)	0	4 (3)	32 (22)
青森県	0	2 (1)	0	2 (1)	0	0	0	0	4 (2)
岩手県	0	5 (2)	0	5 (5)	1	0	0	0	11 (7)
宮城県	1	0	0	1 (1)	0	0	0	0	2 (1)
秋田県	7 (6)	8 (5)	0	1 (2)	4 (2)	0	0	0	20 (15)
山形県	1 (1)	4 (4)	0	1 (1)	0	1 (1)	0	0	7 (7)
福島県	1 (1)	8 (4)	0	2 (2)	1 (1)	0	0	0	12 (8)
茨城県	2 (1)	13 (8)	2 (1)	1	1 (1)	3	0	0	22 (11)
栃木県	1 (1)	3 (1)	0	3 (4)	1 (1)	0	0	0	8 (7)
群馬県	2 (2)	6 (5)	0	13 (11)	0	0	0	0	21 (18)
埼玉県	0	11 (4)	0	2 (4)	0	0	0	0	13 (8)
千葉県	5 (4)	5 (4)	0	3 (2)	1 (1)	0	0	1 (1)	15 (12)
東京都	3 (2)	4 (2)	0	32 (20)	4 (4)	1 (1)	0	7 (4)	51 (33)
神奈川県	6 (6)	11 (9)	0	7 (4)	0	1	0	0	25 (19)
新潟県	1 (1)	7 (4)	0	2	0	0	0	0	10 (5)
富山県	0	4 (1)	0	0 (2)	0	0	0	1	5 (3)
石川県	0	1 (1)	0	4 (3)	1 (1)	1	0	0	7 (5)
福井県	1 (1)	1 (1)	0	0	0	0	0	0	2 (2)
山梨県	0	1 (1)	0	1	0	0	0	0	2 (1)
長野県	0	6 (6)	0	0	1 (1)	0	0	1 (1)	8 (8)
岐阜県	0	1 (1)	0	2 (1)	0	0	0	0	3 (2)
静岡県	3	0	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	5 (2)
愛知県	0	5 (2)	0	0	3 (2)	1 (1)	0	0	9 (5)
三重県	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0)
滋賀県	10 (5)	2	0	0	0	2 (2)	0	0	14 (7)
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
大阪府	1 (1)	8 (4)	0	1	0	3	0	0	13 (5)
兵庫県	5 (3)	3 (1)	1 (1)	14 (10)	0	8 (3)	0	0 (1)	31 (19)
奈良県	1	0	2 (1)	0	1	0	0	0	4 (1)
和歌山県	2 (1)	1	0	1 (1)	2 (2)	0	0	0	6 (4)
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
島根県	0	0	0	0	0	2 (2)	0	0	2 (2)
岡山県	5 (4)	0	1 (1)	0	0	0	0	0	6 (5)
広島県	2 (2)	8 (7)	0	1 (1)	3 (2)	0	0	0	14 (12)
山口県	0	0	0	3 (2)	0	0	0	0	3 (2)
徳島県	0	0	0	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
香川県	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
愛媛県	0	6 (4)	0	0	0	1 (1)	0	3 (3)	10 (8)
高知県	3 (2)	0	0	6 (2)	0	0	0	1 (1)	10 (5)
福岡県	2 (2)	2 (2)	0	3 (2)	0	2 (2)	0	5 (5)	14 (13)
佐賀県	0	10 (6)	0	10 (4)	0	0	0	0	20 (10)
長崎県	0	8 (8)	0	18 (11)	0	11 (7)	0	0	37 (26)
熊本県	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	2 (1)
大分県	0	1 (1)	0	3 (3)	3 (1)	0	0	0	7 (5)
宮崎県	0	1 (1)	0	14 (8)	1 (1)	1 (1)	0	0	17 (11)
鹿児島県	1 (1)	7 (3)	0	9 (7)	6 (5)	1	0	0	24 (16)
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
合計	71 (51)	170 (107)	8 (5)	172 (120)	43 (31)	43 (24)	0 (0)	25 (20)	532 (358)

幼保・・・幼保連携型 幼・・・幼稚園型 保・・・保育所型 地方・・・地方裁量型

()内は平成21年4月1日現在の認定件数。

4 . 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的な制度の構築

「子ども・子育て新システム検討会議」について

(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

1. 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2. 構成員

(共同議長)

内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員)

総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

3. 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置。

(構成員)

会議の構成員たる府省の
副大臣又は政務官
必要に応じて議長が指名する者

4. スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5. 庶務 会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

- 【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
- 【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 大島 章宏 経済産業大臣
 古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

- 【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）
- 【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

- 【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）
- 【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
- 【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
- 【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システム検討会議作業グループにおける主なヒアリング項目

幼保一体化

就学前における教育・保育のあるべき姿を目指した幼保一体化

- ・確固たる理念を共有する幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合と、家庭や地域を含めた社会全体への深化
- ・「幼稚園」「保育所」の一体化と「こども園(仮称)」の位置づけ
- ・制度面(利用者の視点に立った制度の一体化)
- ・財政面(統一的な体系の下での仕組み)

幼保一体化の推進による三歳未満児の保育ニーズへの対応
「保育に欠ける要件」の見直しによるすべての子育て家庭への支援

保育制度改革

保育の必要性の認定の仕組みによる例外のない子どもへのサービス保障
多様なサービス類型と指定制による参入促進(質を確保した量の拡大)

- 一時預かり、家庭的保育(保育ママ)等の補助の在り方
- 認可外保育施設(認証保育所等)の位置づけ
- 運営費使途制限等の見直しなどNPO・企業も含めた事業者間のイコールフットイング
- 資格・質・待遇等サービスの質の向上
- 利用者負担の在り方

実施体制

国の実施体制の一元化(厚労省と文科省の関連部局を統合した将来的な「子ども家庭省(仮称)」の創設)
地方における実施体制

切れ目のないサービス保障

包括的・一元的な制度の実現による切れ目のないサービス保障

- ・育児休業～保育～放課後対策
- ・働き方を問わないすべての子育て家庭支援
- ・現金給付・現物給付 - 子ども手当とサービス給付とのバランス

費用負担

「未来への投資」として社会全体(国・地方・事業者・国民個人)による費用負担

- ・例えば、フランスの「全国家族手当金庫」の仕組み
社会全体(国・事業者・国民個人)が負担する仕組み、子育て支援に係る財源の一元化、ステークホルダーが運営に参加する仕組み
- ・国・地方の役割分担

開催実績

第1回 H22.3.11 有識者からのヒアリング

大日向 雅美(恵泉女学園大学教授)、無藤 隆(白梅学園大学教授)、駒村 康平(慶應義塾大学教授)

第2回 H22.3.17 有識者からのヒアリング

秋田 喜代美(東京大学大学院教授)、小西 砂千夫(関西学院大学大学教授)、普光院 亜紀(保育園を考える親の会代表)

第3回 H22.3.29 団体からのヒアリング

全国私立保育園連盟、全国保育協議会、全国認定こども園協会

第4回 H22.4.1 団体等からのヒアリング

全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国学童保育連絡協議会、子育てひろば全国連絡協議会、(株)Pホールディングス

第5回 H22.4.7 団体等からのヒアリング

日本保育協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会

第6回 H22.4.15 有識者及び団体からのヒアリング

宮本 太郎(北海道大学教授)、全国知事会、全国市長会、全国町村会

第7回 H22.6.4 団体からの意見発表

全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国認定こども園協会、全国学童保育連絡協議会、保育園を考える親の会、子育てひろば全国連絡協議会、民間保育事業者(株)Pホールディングス)

第8回 H22.6.10 団体からの意見発表

日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抜粋）（平成22年6月18日閣議決定）

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

成長を支えるプラットフォーム (6)雇用・人材戦略～子どもの笑顔あふれる国・日本～

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

・雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

我が国は、「人づくり」を社会全体で再構築すべき時期に直面している。急激な少子高齢化の中での成長を実現するため、就学前の子どもから社会に出て様々な経験を積んだ後の大人まで、生涯を通じた能力・スキル向上の機会を社会全体で提供する。

18.幼保一体化等

すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の起点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。

具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針（仮称）」の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い（「保育に欠ける要件」の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園（仮称）」に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、「こども園（仮称）」について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。

2017年には待機児童が解消し、保護者の就労形態等によらず、すべての子どもに質のよい成育環境が整備されることが期待される。

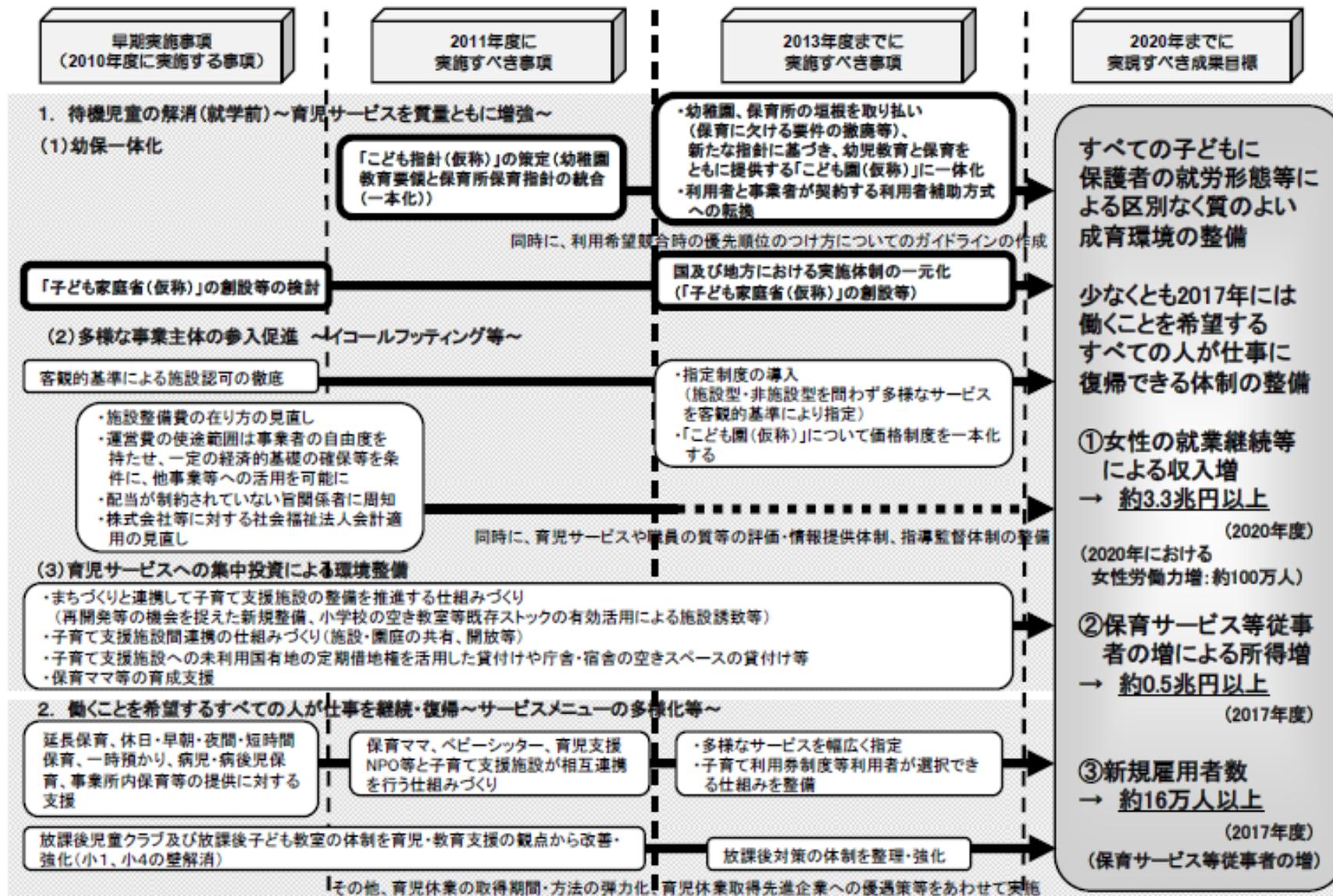
第4章 新しい成長と政策実現の確保（「新成長戦略」の政策実現の確保）

- (1)成長戦略実行計画（工程表）の提示
21の国家戦略プロジェクトをはじめ7つの戦略分野の施策を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、別表の成長戦略実行計画（工程表）に実施スケジュールを示す。
- (2)予算編成や税制改革の優先順位付け
予算編成や税制改革に当たっては、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、「新成長戦略」を着実に推進する。「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、第2章にある経済成長や雇用創出への寄与度等も基準とした優先順位付けを行う。
- (3)施策執行の進捗管理
成長戦略実行計画に示された各施策については、国家戦略室を中心に、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。こうした措置により、将来の予見可能性を高め民間部門の投資を促す。

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抜粋）（平成22年6月18日閣議決定）

成長戦略実行計画(工程表)

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～①



※ 上記の施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検討(2011年通常国会までに所要の法案を提出)

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日

少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
出産・子育て・就労の希望がかなう社会
仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

子ども・子育てを社会全体で支援
利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

政府の推進体制・財源の一元化
社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担
基礎自治体(市町村)の重視
幼稚園・保育所の一体化
多様な保育サービスの提供
ワーク・ライフ・バランスの実現

23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施

待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施

成長戦略策定会議等との連携

子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- 質の確保されたサービスの提供責務
- 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- サービスの費用・給付の支払い責務
- 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

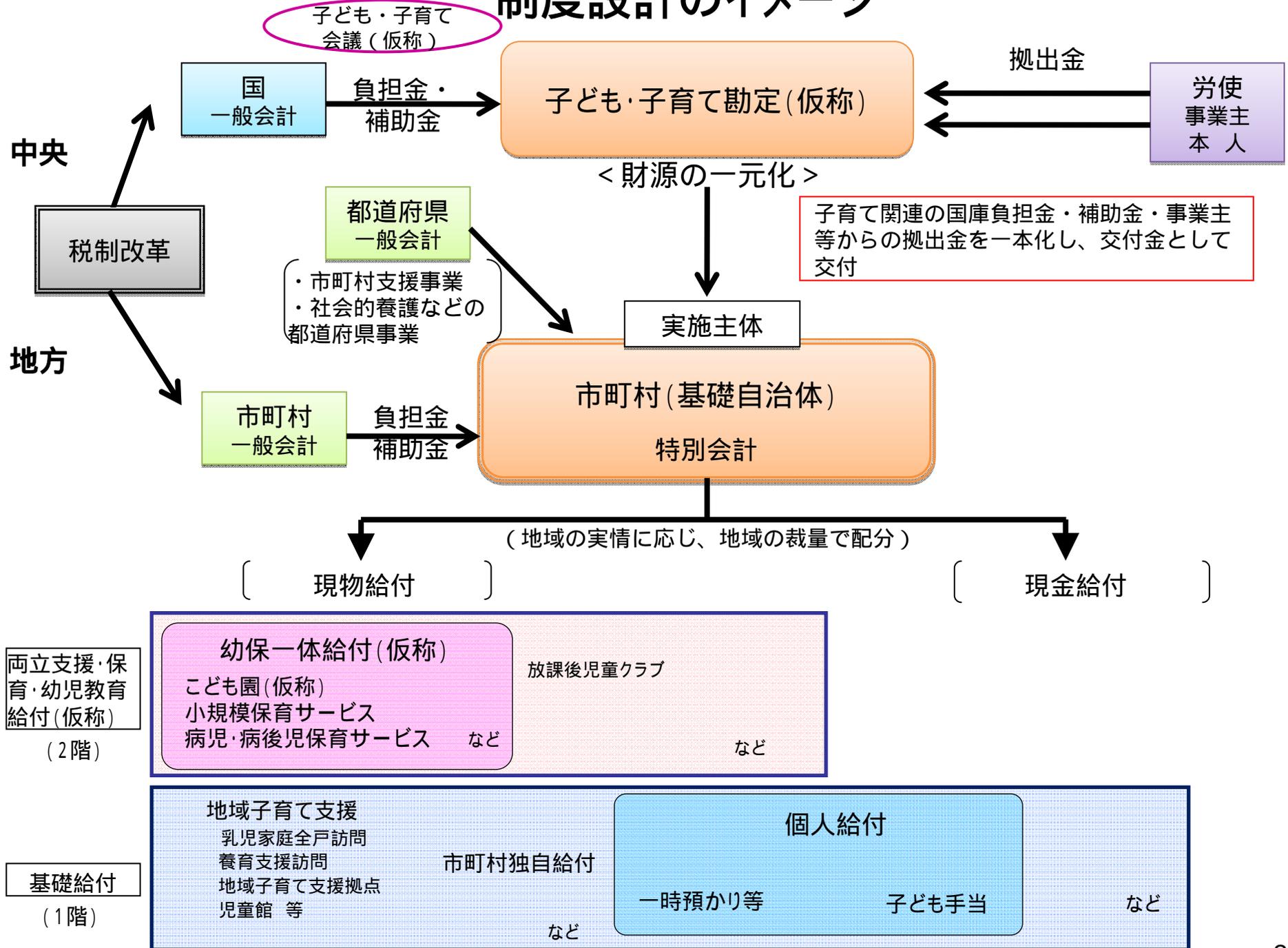
- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討
地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

制度設計のイメージ



こども園(仮称)のイメージ

幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

給付の一体化

幼保一体給付(仮称)による財政支援

機能の一体化

- ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
- ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進

多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。

